

第 35 期

定時株主総会 招集ご通知

■ 日 時

2023年3月30日（木曜日）午前10時
受付開始 午前9時15分

■ 場 所

東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館1階「曙の間」

（昨年と同一の開催場所でございますが、会場が異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

■ 決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件



- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。また、当日までの流行状況やご自身の健康状態にご留意いただき、ご来場される場合は、感染防止対策へのご協力をお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

(<https://www.clholdings.co.jp>)

- ・本株主総会会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際にご協力のほどお願い申し上げます。

株式会社CLホールディングス

証券コード：4286

証券コード4286
2023年3月14日
(電子提供措置の開始日 2023年3月8日)

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目26番1号
株式会社CLホールディングス
代表取締役社長 内川 淳一郎

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。下記ウェブサイトにある「IR」「株主総会情報」の順に選択してご覧ください。

当社ウェブサイト (<https://www.clholdings.co.jp/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトにて当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択してご覧ください。

東証上場会社情報サービス

(<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～5頁のご案内に従って2023年3月29日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館1階「曙の間」
（昨年と同一の開催場所でございますが、会場が異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第35期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
3. 紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
4. ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

議決権行使のご案内

当日ご出席いただける場合



株主総会日時

2023年3月30日（木曜日）午前10時開催
（受付開始：午前9時15分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限

2023年3月29日（水曜日）午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2023年3月29日（水曜日）午後6時まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



「スマート行使」によるご行使

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

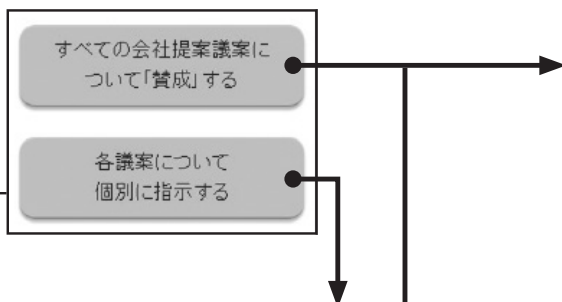
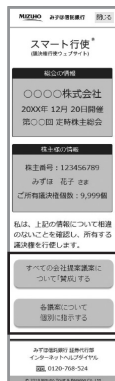
1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

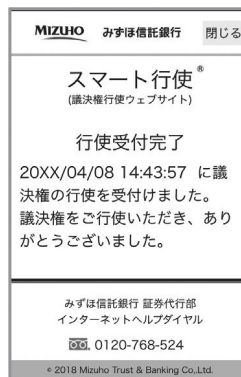


2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



⚠ 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、次ページ「インターネットによるご行使」の方法により再度ご行使いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください

*** 議決権行使ウェブサイト ***

- 本サイトの利用にあたっては、必ずお読みください。このサイトの利用は、以下のURLが利用可能です。

【重要】議決権行使ウェブサイト

- 本サイトに接続できない場合は、以下のURLが利用可能です。
- 本サイトに接続できない場合は、以下のURLが利用可能です。
- 本サイトに接続できない場合は、以下のURLが利用可能です。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

■ 「次へすすむ」 をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」 をご入力ください

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリックしてください。
- 議決権行使コードは、議決権行使書用紙に記載されています。
- 議決権行使コードは、議決権行使書用紙に記載されています。

議決権行使コード:

■ 「議決権行使コード」 *を入力し、「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」 をご入力ください

*** パスワード変更 ***

- パスワードを変更してください。
- 議決権行使書用紙に記載されたパスワードを入力してください。
- 議決権行使書用紙に記載されたパスワードを入力してください。

議決権行使書用紙に記載されたパスワード: (スクリーンキーボード)

ご希望の新しいパスワード:

確認のための再入力:

■ 「初期パスワード」 *を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

■ 「登録」 をクリック

※ 「議決権行使コード」 「初期パスワード」 は、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載されています。

※ インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

「スマート行使」 「議決権行使ウェブサイト」 の操作方法等に関するお問い合わせ先

<議決権行使に関する事項以外のご照会>

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524 (受付時間：年末年始除く午前9時～午後9時)

みずほ信託銀行 証券代行部
株主さま専用コールセンターご照会ダイヤル
☎ 0120-288-324 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	取締役会出席回数
1	再任	うちかわ じゅんいちろう 内川 淳一郎	12回/12回
2	再任	よねやま まこと 米山 誠	12回/12回
3	再任	やました さとし 山下 聡	12回/12回
4	再任	こにし ひでお 小西 秀央	12回/12回
5	再任	いしむら みつる 石村 満	12回/12回
6	再任	社外 独立役員 そのべ ひろし 園部 洋士	12回/12回
7	再任	社外 独立役員 わたなべ たかし 渡辺 尚	10回/10回
8	再任	社外 独立役員 やすだ さちよ 安田 幸代	10回/10回

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center;">1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p style="text-align: center;">うち かわ じゅん いち ろう 内川 淳一郎 (1961年1月30日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 295,400株</p>	<p>1988年3月 当社設立 代表取締役 1991年3月 株式会社エスアイピー（現株式会社リート）設立 代表取締役 1994年2月 当社代表取締役社長（現任） 2008年10月 睿恪斯（上海）貿易有限公司設立 董事長 2009年7月 株式会社エム・アンド・アイ取締役 2011年2月 睿恪斯（上海）広告有限公司（現睿恪斯（上海）文化創意有限公司）設立 董事長 2012年3月 睿恪斯（深圳）貿易有限公司設立 董事長 2014年7月 俺の株式会社社外取締役 2014年8月 睿恪斯（上海）貿易有限公司董事 2014年8月 睿恪斯（上海）広告有限公司董事 2014年8月 睿恪斯（深圳）貿易有限公司董事 2016年2月 株式会社ジェイユー取締役（現任） 2017年5月 一般社団法人アジア経営者連合会監事（現任） 2020年6月 株式会社CDG取締役会長 2020年7月 睿恪斯（上海）貿易有限公司董事長（現任） 2020年7月 睿恪斯（上海）文化創意有限公司董事長（現任） 2021年6月 株式会社CDG代表取締役会長（現任） 2021年8月 株式会社レッグス設立 代表取締役社長 2021年9月 睿恪斯（深圳）貿易有限公司董事長（現任） 2023年1月 株式会社レッグス代表取締役会長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 睿恪斯（上海）貿易有限公司 董事長 睿恪斯（上海）文化創意有限公司 董事長 睿恪斯（深圳）貿易有限公司 董事長 株式会社ジェイユー 取締役 株式会社CDG 代表取締役会長 株式会社レッグス 代表取締役会長 一般社団法人アジア経営者連合会 監事</p> <p>【取締役候補者とした理由】 経営者としての豊富な経験と実績に基づき、創業以来当社の代表取締役を務めております。重要な業務執行の決定および取締役・執行役員の業務執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">よね やま 米山 (1956年9月2日生)</p> <p style="text-align: center;">まこと 誠</p> <p>■ 所有する当社株式数 200株</p>	<p>1980年3月 京都セラミック株式会社（現京セラ株式会社）入社 2005年7月 京セラミタ株式会社（現京セラドキュメントソリューションズ株式会社）転籍 執行役員経営管理本部長</p> <p>2008年4月 京セラミタ株式会社執行役員 2008年4月 京セラミタジャパン株式会社常務取締役 2010年3月 京セラコミュニケーションシステム株式会社転籍 理事 2010年3月 株式会社日本航空管財人室副室長 2010年6月 京セラコミュニケーションシステム株式会社取締役 2010年12月 日本航空株式会社執行役員経営管理本部長 2012年4月 日本航空株式会社常務執行役員経営管理本部長 2012年6月 京セラコミュニケーションシステム株式会社常務取締役 2015年4月 京セラコミュニケーションシステム株式会社専務取締役管理本部長</p> <p>2016年3月 当社入社 2016年6月 当社管理本部長 2017年3月 当社専務取締役管理本部長 2017年3月 株式会社エスアイピー（現株式会社リート）代表取締役 2020年5月 当社専務取締役経営管理担当 兼 管理本部長 2020年6月 株式会社CDG取締役（現任） 2020年7月 睿格斯（上海）貿易有限公司董事（現任） 2020年7月 睿格斯（上海）文化創意有限公司董事（現任） 2021年3月 当社専務取締役経営管理担当 2021年8月 株式会社レッグス専務取締役経営管理担当 2021年9月 睿格斯（深圳）貿易有限公司董事（現任） 2022年3月 当社取締役経営管理担当（現任） 2022年3月 株式会社レッグス取締役経営管理担当（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 睿格斯（上海）貿易有限公司 董事 睿格斯（上海）文化創意有限公司 董事 睿格斯（深圳）貿易有限公司 董事 株式会社CDG 取締役 株式会社レッグス 取締役経営管理担当</p> <p>【取締役候補者とした理由】 上場企業において長年にわたり経営に携わり、豊富な実務経験と高い知見を有し、2016年より当社管理本部長として就任以来、持続的な成長に不可欠な経営ガバナンス体制の構築に貢献しており、引き続き取締役候補者となりました。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">4</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center;">こにし ひでお 小西 秀央 (1971年8月26日生)</p> <p style="text-align: center;">■ 所有する当社株式数 株</p>	<p>1996年4月 株式会社CDG入社 2015年4月 株式会社CDG東京営業3部長 2016年5月 株式会社CDG執行役員営業本部副本部長 兼 東京営業3部長 2016年5月 CDG Promotional Marketing Co.,Ltd. Secretary 2017年4月 株式会社CDG執行役員営業本部副本部長 兼 東京営業1部長 兼 営業企画部長 2018年4月 株式会社CDG専務執行役員営業推進本部長 2018年5月 CDG Promotional Marketing Co.,Ltd. CEO 2018年6月 株式会社CDG代表取締役社長 兼 営業推進本部管掌 2019年4月 株式会社CDG代表取締役社長（現任） 2021年3月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社CDG 代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 上場企業において長年にわたり、営業部門および企画部門の業務執行を経験し、セールスプロモーション業界に対する深い理解と豊かな経験・見識を有しております。 また、デジタルビジネスにおいても精通されており、当社の更なる発展と企業価値向上のために必要不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center;">6</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立役員</p>	<p style="text-align: center;">その べ ひろ し 園 部 洋 士 (1965年2月12日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 1,000株</p>	<p>1992年4月 最高裁判所司法研修所入所 1994年4月 須田清法律事務所入所 2001年10月 林・園部・藤ヶ崎法律事務所（現至高法律事務所）開設 代表弁護士（現任） 2010年3月 日本管理センター株式会社監査役 2013年3月 当社社外監査役 2014年6月 東京鐵鋼株式会社社外監査役 2016年3月 株式会社パルテック社外取締役 2016年3月 日本管理センター株式会社社外取締役（監査等委員） 2016年6月 株式会社ケアサービス社外監査役 2016年6月 東京鐵鋼株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2017年3月 当社社外取締役（現任） 2019年3月 株式会社パルテック 監査役 2022年6月 株式会社ケアサービス社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 至高法律事務所 代表弁護士 株式会社ケアサービス 社外取締役 東京鐵鋼株式会社 社外取締役（監査等委員）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、社外取締役候補者であります。 ・同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。 ・企業法務の専門家（弁護士）としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者となりました。 <p>【独立性に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、同氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center;">8</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p style="text-align: center;">やす だ さち よ 安田 幸代 (1969年9月17日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 -株</p>	<p>1992年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社</p> <p>2014年4月 株式会社リクルートキャリア（現株式会社リクルート）新卒事業統括部 執行役員</p> <p>2019年5月 株式会社エクサウィザーズ 入社 執行役員</p> <p>2021年5月 株式会社エクサウィザーズ はたらく AI & DX 研究所 所長</p> <p>2022年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2022年11月 株式会社LegalOn Technologies 事業開発責任者（現任）</p> <p>2023年2月 新日本製薬株式会社 アドバイザー（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社LegalOn Technologies 事業開発責任者 新日本製薬株式会社 アドバイザー</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、社外取締役候補者であります。 ・同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。 ・同氏は、職業紹介・人材派遣会社等において、長年にわたり企業向けの人材採用・組織活性に関わる様々な営業やプロジェクトに従事され、HR領域やDX領域における豊富な経験、幅広い知見を有しております。その経験・知見を当社の経営に活かしていただくことができると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。 <p>【独立性に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、同氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。 		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、小西秀央氏、石村満氏、園部洋士氏、渡辺尚氏および安田幸代氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で引き続き同様の契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。
- ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。
- なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年1月に当該保険契約を更新する予定であります。
4. 園部洋士氏、渡辺尚氏および安田幸代氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではな

- く、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
5. 園部洋士氏、渡辺尚氏および安田幸代氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 6. 園部洋士氏、渡辺尚氏および安田幸代氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 7. 取締役候補者の有する当社の株式数は、2022年12月31日現在のものです。

株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス（予定）

（注）本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	当社が求める専門性のうち、特に生かすことができるスキル										
		経営	財務・ 会計	法律・ ガバナンス	人事・ 人材開発	ESG・ SDGs	海外	営業・ マーケティング	生産技術・ 品質管理	DX・IT	コンテンツ ビジネス	新規事業 開拓
取締役	内川 淳一郎	○	○		○			○	○			○
	米山 誠	○	○	○	○	○				○		
	山下 聡	○				○	○	○			○	○
	小西 秀央	○				○	○	○		○	○	
	石村 満	○	○	○			○	○				○
	園部 洋士 社外 独立			○	○	○				○		
	渡辺 尚 社外 独立	○			○	○		○				○
	安田 幸代 社外 独立	○			○	○		○		○		○
監査役	楠田 肇			○	○			○	○			
	曲淵 博史 社外 独立		○	○	○	○						
	小林 元夫 社外 独立	○				○	○			○		

当社は次のとおり「取締役・監査役選定基準」を定めております。

「取締役・監査役選定基準」

当社の取締役および監査役は、法定および定款上の要件の充足、ならびに以下の要件を満たすものとする。

すべての取締役・監査役に求められる要件
1. 優れた人格、知識、見識、高い遵法精神、倫理観を有していること 2. 経営感覚に優れ、経営上の諸問題に精通していること 3. 客観的判断能力、洞察力、先見性を有していること 4. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
社外取締役に求められる要件
1. 企業経営、内部統制、法令、財務・会計、金融、危機管理等いずれかの分野における高い見識、豊富な実務経験および指導的役割を務めた経験を有していること 2. 企業経営や専門分野における豊富な経験に基づく実践的な視点から、客観的な経営の監督や判断、および会社の持続的な成長に関する助言や支援ができること
社外監査役に求められる要件
1. 企業経営、内部統制、法令、財務・会計、金融、危機管理等いずれかの分野における高い見識、豊富な実務経験および指導的役割を務めた経験を有していること 2. 監査体制の中立性および独立性を確保するため、中立の立場から客観的な監査意見を表明できること

また、当社は次のとおり社外役員を独立役員として指定するための基準である「社外役員 独立性判断基準」を定めております。

「社外役員 独立性判断基準」

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法その他法定の社外要件の充足、ならびに以下の要件を満たすものとする。

すべての社外取締役・社外監査役に求められる要件
1. 年齢、性別、国籍等の区別なく、各職務を全うできる専門知識、経験、見識、人格等を有しており、当社の経営理念を理解・共感し、実践できる者であること 2. 東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準を満たすこと

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

今般、当社は役員報酬制度の見直し、および、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた制度改革の一環として、当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することといたく存じます。

当社の取締役（社外取締役を含みます。）の報酬等の額は、2000年3月27日開催の第12期定時株主総会において、年額200,000千円以内としてご承認をいただいておりますが、当該報酬額とは別枠で、本制度に基づき対象取締役に対して、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とする譲渡制限付株式報酬を付与するための金銭報酬債権を支給することとし、その総額を年額50,000千円以内とし、対象取締役への具体的な支給の時期および配分については、当社取締役会において決定することとさせていただきたいと存じます。

譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、社外取締役と監査役により構成される指名・報酬諮問委員会の答申を経て当社取締役会で決定することとしており、その内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は8名（うち、社外取締役は3名）ですが、対象取締役は社外取締役3名を除く5名であり、第1号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案に係る対象取締役の員数に変更はありません。

【本制度の内容】

1. 本制度の概要

本制度において対象取締役は、当社取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行または処分を受けません。当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当株式の交付日か

ら一定の期間中は、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。本制度において、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数65,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とし、本株主総会にてご承認いただいた範囲内にて、各対象取締役への具体的な配分について、指名・報酬諮問委員会の答申を経て当社取締役会において決定いたします。

本割当契約の内容の概要は以下のとおりです。

2. 1株当たりの払込金額

本割当株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象取締役に特に有利な金額とされない範囲で、当社取締役会において決定いたします。

3. 本割当契約において定める内容の概要

① 譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、払込期日から退任（ただし、退任と同時に当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位に就任または再任する場合は退任に該当しないものとする）するまでの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

② 譲渡制限付株式の無償取得

払込期日から1年が経過する日までに、当社グループの取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、(i) 退任と同時に上記の地位のいずれかに就任または再任する場合、(ii) 正当な理由により上記のいずれの地位からも退任したものと当社取締役会が認めた場合および(iii) 死亡により退任した場合を除く。）には、当社は、対象取締役が退任した時点をもって、本割当株式を当然に無償で取得する。なお、死亡により退任した場合には、原則として(1)本割当株式数から(2)払込期日を含む月から対象取締役が当社グループの取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位からも死亡により退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）を引いた数の本割当株式を無償で取得する。

③ 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社の指定する証券会社が対象取締役向けに開設する専用口座において管理される。

④ 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

⑤ その他事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景況感を示す業況判断指数（D I）が、製造業で4四半期連続での悪化となった一方で、非製造業では3四半期連続で改善を示すなど、経済活動の正常化が期待されるものの、資源価格高騰の影響や急激な円安の進行などにより、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。また、わが国を取り巻く環境も、ウクライナ情勢の長期化、中国のゼロコロナ政策や欧米各国の利上げの影響もあることから、世界経済の先行きについても、依然として不透明な状況が続くと予想されております。

このような状況下、当社は、商号を「株式会社C Lホールディングス」に変更し、当社グループは、2022年1月より持株会社体制へ移行しました。また、同じく2022年1月より、国際財務報告基準（IFRS）の任意適用と株式会社CDGの連結子会社化を開始いたしました。これにより意思決定のスピードを上げ、外部環境の急激な変化に対して機動的且つ柔軟に対応し、中期経営方針にある「エクス・テインメント」（注1）市場の開拓を加速するとともに、それを支えるコンプライアンス・ガバナンスの強化を図るためのグループ経営体制を実現してまいります。

グループ中期戦略としては、「さらなる機能連携・機能強化によるエクス・テインメント市場の拡大」を掲げ、デジタル領域やエンタメコンテンツ領域における各社の強みを活かし、グループシナジーの創出を加速するため、さらなる機能連携・機能強化を図っていくとともに、PMDサービス（注2）、限定流通サービス（注3）、テーマカフェサービス（注4）の強化や新商品・新サービス開発の強化により、プラットフォームの拡大を推し進めております。また更なるグループの拡大を狙って、当期におきまして、デジタル領域の強化を目的としたスマートシェア株式会社の新株予約権付社債の引受および株式会社H o g e t i c L a bとの資本業務提携の締結、さらに、新商品・新サービス領域の強化を目的とした合併会社である株式会社エルココの設立と、3件の投資を実行しました。今後も、ライセンスビジネスの深掘り、海外への横展開やM&Aなど業界再編に向けた投資等の機会を確実に捉え、レバレッジの効いた成長を実現してまいります。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、まず売上収益において、おもに前期に大きな影響のあったビッグコンテンツによる需要が縮小したことにより流通顧客向けプレミアムが大きく落ちこみ、また飲料メーカー顧客向けプレミアムが不調であったものの、エンタメ顧客向けO E Mおよびカフェ物販（飲食売上を含む）が好調に推移したことにより、全体としては前年同期比で増収となりました。営業利益および親会社の所有者に帰属する当期利益に関しては、おもに販売費及び一般管理費において、人材強化のための業務委託費用等の増加、デジタル化推進のためのシステム関連費用等の増加があったことにより、前年同期比で減益となりました。現在、中期経営方針に沿った事業ポートフォリオの適正化を推進しております。

これらの結果、当連結会計年度における売上収益は32,055百万円（前年同期比0.2%増）、営業利益は776百万円（前年同期比60.5%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は364百万円（前年同期比71.3%減）となりました。

当社グループは、2023年1月1日より、事業シナジーの創出、ガバナンスの強化および経営効率の向上を加速するため、グループ各社の役員・執行役員体制を見直しました。引き続きグループ経営体制の強化を図り、中期経営方針を着実に遂行してまいります。

(注1) 「エクスペリエンス」と「エンターテインメント」を掛け合わせた造語で、エンタメ顧客体験価値のこと

(注2) プロモーション&マーチャンダイジングサービスの略語で、販促と物販を掛け合わせたサービスのこと

(注3) 期間限定・場所限定・商品限定のコト需要とコト消費を創り出す流通サービスのこと

(注4) IPコンテンツを活用したカフェ空間、オリジナルメニューや限定グッズなどを通じて体験価値を提供するサービスのこと

当社グループは当連結会計年度から、国際会計基準（IFRS）を適用して連結計算書類を作成しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は122百万円で、その主なものはデジタル化推進の為のシステム関連費用およびテーマカフェ店舗内装設備に対する投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社は持株会社体制への移行に伴い、2022年1月1日付で吸収分割方式による会社分割を実施し、当社のマーケティングサービス事業を新設した株式会社レッグスに承継いたしました。

これに伴い、当社は2022年1月1日付で「株式会社C L ホールディングス」に商号変更し、当社グループは持株会社体制へ移行いたしました。

また、2022年8月10日付で、株式会社デザインココとの間で、IPコンテンツを活用したプライズ事業とIPコンテンツ海外市場への展開を目的とした合併会社として株式会社エルココを設立しました。

(5) 対処すべき課題

- ① 当社グループは、販促・販売用製作物等の品質に対する消費者の要求が厳しくなるとともに、顧客企業の要求もより一層厳しくなっている状況に 대응べく、2008年1月にISO9001の認証を取得し、さらに生産管理部門を設けました。また、2012年3月には中国深圳市に生産・品質管理のコンサルティングサービスをグループ各社に提供することを主目的とした当社子会社の睿格斯（深圳）貿易有限公司を設立し、さらなる品質向上に努めております。
- ② 当社グループは、今後の永続的成長のために、既存事業の推進に加え、継続的に新たな事業を開発し、事業の裾野を広げていく必要があると考えております。具体的には、今後ますます高度化・多様化が予想される消費者ニーズを機会と捉え、新たな事業の可能性を追求するため、事業開発を推進していく組織・体制を構築するとともに、既存事業とシナジーが見込める事業領域・機能領域へのM&A等の投資を進めてまいります。
- ③ 当社グループは、グループにおけるシナジーの創出を重要な課題と認識しております。各社の強みを活かし、デジタル領域やエンタメコンテンツ領域などにおいて、機能連携による新商品・新サービスの開発や、リソースを共用した機能強化などを進めており、今後もグループにおけるシナジー創出の最大化を追求してまいります。
- ④ 海外への取り組みに関しては、近年、国内のみならず海外、特にアジア圏において、日本のIPコンテンツが人気となり、その市場が拡大の傾向にあることをふまえ、当社グループとしては、日本のIPコンテンツを活用したポップアップショップやテーマカフェサービスなど、当社グループの強みを活かしたサービスを軸に、海外市場を積極的に開拓してまいります。
- ⑤ デジタル化推進への取り組みに関しては、CX（顧客体験価値）とEX（従業員体験価値）の追求を両軸とした、DX（デジタルトランスフォーメーション）戦略を着実に進めております。具体的には、CXについては、デジタルを起点とした商品・サービスの開発を強化しており、EXについては、おもに生産性向上に向けて社員の労働環境や業務プロセス等の社内インフラのデジタル化を推進しております。
- ⑥ サステナビリティへの取り組みに関しては、世界や社会の持続性を揺るがす様々な課題について、グループ各社の事業活動を通じての解決を目指すため、グループの主要事業子会社においてサステナビリティ方針を策定するとともに、その方針に基づいて、エネルギーや資源の節減活動・効率化の推進、サステナブルなビジネスの開発など、環境価値・社会価値の創出に取り組んでおります。
- ⑦ 当社グループは、長期方針として人財育成と経営人財の創出を掲げております。その実現のために、取締役を含む全社員に対する理念教育・フィロソフィ教育を基本として、様々な制度を導入するとともに、サクセッションプランについての検討も進めております。また、当社グループの各事業子会社で経営経験を積ませることで、経営人財の創出を加速させてまいります。
- ⑧ 当社グループは、持株会社体制に移行しており、グループにおけるコンプライアンス・ガバナンスの強化は、重要な課題と認識しております。社外取締役を中心としたコンプライアンス・ガバナンス委員会を立ち上げ、不祥事等の未然防止・再発防止に向けたコンプライアンス施策の検討など、各種取り組みを進めるとともに、取締役を含む全社員を対象に、コンプライアンス研修を継続的に実施し、コンプライアンス・ガバナンスのさらなる強化に努めております。

株主の皆様におかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

(IFRS)

区 分	期 別	第 34 期 (2021年12月期)	第 35 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 収 益 (千円)		31,991,153	32,055,886
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)		1,268,052	364,451
基本的 1 株当たり当期利益 (円)		121.27	35.29
資 産 合 計 (千円)		21,345,260	21,322,367
資 本 合 計 (千円)		11,988,265	11,704,953

(注) 1. 当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第34期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。

(日本基準)

区 分	期 別	第 32 期 (2019年12月期)	第 33 期 (2020年12月期)	第 34 期 (2021年12月期)
売 上 高 (千円)		16,522,911	17,129,125	20,227,295
経 常 利 益 (千円)		1,151,379	1,351,165	1,537,229
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		1,163,004	1,235,081	1,203,449
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		110.26	118.02	115.09
総 資 産 額 (千円)		9,461,080	13,776,046	14,044,459
純 資 産 額 (千円)		6,731,622	7,123,093	8,090,373

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 32 期 (2019年12月期)	第 33 期 (2020年12月期)	第34期 (2021年12月期)	第35期(当期) (2022年12月期)
売上高(35期については営業収益) (千円)	16,288,671	16,925,093	19,343,950	1,285,175
経 常 利 益 (千円)	1,161,691	1,456,193	1,574,939	111,817
当 期 純 利 益 (千円)	1,180,042	1,341,455	1,231,881	88,541
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	111.87	128.18	117.81	8.57
資 産 合 計 (千円)	9,248,872	13,645,443	13,496,135	10,153,776
純 資 産 合 計 (千円)	6,541,171	7,049,396	8,000,407	7,310,758

(注) 1. 日本基準に基づいて作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。

3. 当社は、持株会社体制への移行に伴い、2022年1月1日付で吸収分割方式による会社分割を実施し、当社のマーケティングサービス事業を新設した株式会社レグスに承継しております。これに伴い、第34期以前については純粋持株会社に移行前の当社の売上高を、第35期については純粋持株会社に移行後の当社の営業収益を記載しております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 レ ッ グ ス	350,000千円	100.0%	マ ー ケ テ ィ ン グ サ ー ビ ス 事 業
株 式 会 社 リ ー ト	310,000千円	100.0%	マ ー ケ テ ィ ン グ サ ー ビ ス 事 業
睿 恪 斯 (上 海) 貿 易 有 限 公 司	30,000千円	100.0%	マ ー ケ テ ィ ン グ サ ー ビ ス 事 業
睿 恪 斯 (上 海) 文 化 創 意 有 限 公 司	120,000千円	100.0%	マ ー ケ テ ィ ン グ サ ー ビ ス 事 業
睿 恪 斯 (深 圳) 貿 易 有 限 公 司	30,000千円	100.0%	マ ー ケ テ ィ ン グ サ ー ビ ス 事 業
株 式 会 社 エ ル テ ィ ー ア ー ル	10,000千円	51.0%	テ ー マ カ フ ェ の 企 画 プ ロ デ ュ ー ス お よ び 店 舗 開 発、 運 営 事 業
株 式 会 社 エ ル コ コ	10,000千円	51.0%	プ ラ イ ズ 事 業
株 式 会 社 C D G	450,000千円	44.2%	マ ー ケ テ ィ ン グ サ ー ビ ス 事 業

(8) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

マーケティングサービス事業 … 販促用プレミアムグッズ、ノベルティの商品企画・製作およびプレミアムグッズを利用した販促企画・実施、ならびにOEM商品・物販等の企画・製作
 テーマカフェの企画プロデュースおよび店舗開発、運営事業 … カフェ空間・オリジナルメニュー・限定グッズの開発、店舗オペレーション

プ ラ イ ズ 事 業 … フィギュア・ぬいぐるみを含む雑貨商品の企画・開発、製造・販売

(9) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

名 称	所 在 地
国内	
当 社 (本 社)	東京都港区
株 式 会 社 レ ッ グ ス	東京都港区
株 式 会 社 リ ー ト	東京都港区
株 式 会 社 エ ル テ ィ ー ア ー ル	東京都港区
株 式 会 社 エ ル コ コ	東京都港区
株 式 会 社 C D G	大阪府大阪市
国外	
睿 恪 斯 (上 海) 貿 易 有 限 公 司	上海市 (中華人民共和国)
睿 恪 斯 (上 海) 文 化 創 意 有 限 公 司	上海市 (中華人民共和国)
睿 恪 斯 (深 圳) 貿 易 有 限 公 司	深圳市 (中華人民共和国)

(10) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
582名	271名増

- (注) 1. 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。
2. 従業員数が前連結会計年度に比べて271名増加しておりますが、これは当連結会計年度より株式会社CDGを連結子会社化したためであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44名	240名減	41.24歳	9.64年

- (注) 1. 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。
2. 従業員数が前事業年度に比べて240名減少しておりますが、これは当社が持株会社体制へ移行したことによるものであります。

(11) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	944,900千円
株式会社三井住友銀行	919,200千円
株式会社みずほ銀行	607,135千円
株式会社トランジットジェネラルオフィス	196,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 39,200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,840,000株（自己株式703,750株を含む） |
| (3) 株主数 | 5,577名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社ジェイユー	4,321,200株	42.63%
CLホールディングス従業員持株会	716,100株	7.06%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	477,000株	4.71%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	411,300株	4.06%
内川淳一郎	295,400株	2.91%
甲府倉庫株式会社	224,000株	2.21%
椀澤紀夫	213,000株	2.10%
SMBC日興証券株式会社	120,700株	1.19%
長谷川雅志	115,500株	1.14%
小林寿一	60,900株	0.60%

- (注) 1. 持株比率については、自己株式（703,750株）を控除して算出しております。
 2. 株式会社ジェイユーは、当社代表取締役社長内川淳一郎の親族が保有する資産管理会社であります。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年12月31日現在)

① 2014年8月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 20個 (新株予約権1個につき200株)
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 4,000株

(注) 2014年12月1日の普通株式1株につき2株の割合での株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数が2,000株から4,000株に変更になっております。

- ・ 新株予約権の払込金額 無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり186,400円 (1株当たり932円)
- ・ 新株予約権の権利行使期間
2019年3月26日から2024年3月25日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	20個	4,000株	1名

② 2016年8月24日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 237個 (新株予約権1個につき100株)
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 23,700株
- ・ 新株予約権の払込金額 無償

・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり73,200円 (1株当たり732円)

・ 新株予約権の権利行使期間
2021年3月23日から2026年3月22日まで

- ・ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	237個	23,700株	1名

③ 2022年8月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 355個（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 35,500株
- ・ 新株予約権の払込金額 無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり95,800円（1株当たり958円）
- ・ 新株予約権の権利行使期間
2027年3月23日から2032年3月22日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	355個	35,500株	4名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

2022年8月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 2,165個（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 216,500株
- ・ 新株予約権の払込金額 無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり95,800円（1株当たり958円）
- ・ 新株予約権の権利行使期間
2027年3月23日から2032年3月22日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社および子会社の役員および従業員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・ 交付人数および新株予約権の個数

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付された者の数
当社取締役	355個	35,500株	4名
当社従業員	290個	29,000株	11名
当社子会社取締役	150個	15,000株	2名
当社子会社従業員	1,370個	137,000株	58名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 川 淳一郎	睿恪斯（上海）貿易有限公司 董事長 睿恪斯（上海）文化創意有限公司 董事長 睿恪斯（深圳）貿易有限公司 董事長 株式会社ジェイユー 取締役 株式会社CDG 代表取締役会長 株式会社レッグス 代表取締役社長 一般社団法人アジア経営者連合会 監事
取 締 役	米 山 誠	当社 経営管理担当 睿恪斯（上海）貿易有限公司 董事 睿恪斯（上海）文化創意有限公司 董事 睿恪斯（深圳）貿易有限公司 董事 株式会社CDG 取締役 株式会社レッグス 取締役経営管理担当
取 締 役	山 下 聡	睿恪斯（上海）貿易有限公司 董事 睿恪斯（上海）文化創意有限公司 董事 睿恪斯（深圳）貿易有限公司 董事 株式会社レッグス 取締役副社長 マーケティングサービス事業担当
取 締 役	小 西 秀 央	株式会社CDG 代表取締役社長
取 締 役	石 村 満	NPO法人証券学習協会 専務理事 カニエJAPAN株式会社 顧問 合同会社ESG 顧問
取 締 役	園 部 洋 士	至高法律事務所 代表弁護士 株式会社ケアサービス 社外取締役 東京鐵鋼株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	渡 辺 尚	株式会社CARTA HOLDINGS 社外取締役
取 締 役	安 田 幸 代	株式会社LegalOn Technologies 事業開発責任者

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	楠 田 肇	株式会社リート 監査役 睿恪斯（上海）貿易有限公司 監事 睿恪斯（上海）文化創意有限公司 監事 睿恪斯（深圳）貿易有限公司 監事 株式会社CDG 監査役 株式会社レッグス 監査役
監 査 役	曲 淵 博 史	曲淵博史税理士事務所 代表税理士 株式会社グローバルパワー 社外監査役 甲府倉庫株式会社 社外監査役 幼児活動研究会株式会社 社外監査役
監 査 役	小 林 元 夫	該当なし

- (注) 1. 取締役園部洋士氏、渡辺尚氏および安田幸代氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役曲淵博史氏および小林元夫氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役曲淵博史氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する高度な知識を有するものであります。
 4. 当社は、取締役園部洋士氏、渡辺尚氏および安田幸代氏ならびに監査役曲淵博史氏および小林元夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 5. 当事業年度中に生じた取締役の地位ならびに担当および重要な兼職の状況の異動は次のとおりであります。

地位	氏名	異動後	異動前	異動年月日
取締役	米 山 誠	当社 取締役 経営管理担当 株式会社レッグス 取締役 経営管理担当	当社 専務取締役 経営管理担当 株式会社レッグス 専務取締役 経営管理担当	2022年3月23日
取締役	山 下 聡	株式会社レッグス 取締役副社長 マーケティングサービス事業担当	株式会社レッグス 取締役 新規事業担当 兼 ライセンス事業担当	2022年3月23日

6. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の状況の異動は次のとおりであります。

地位	氏名	異動後	異動前	異動年月日
取締役	内 川 淳 一 郎	株式会社レッグス 代表取締役会長	株式会社レッグス 代表取締役社長	2023年1月1日
取締役	山 下 聡	株式会社レッグス 代表取締役社長	株式会社レッグス 取締役副社長 マーケティングサービス事業担当	2023年1月1日

7. 当事業年度中に退任した役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	退任日	退任事由	退任時の担当および重要な兼職の状況
取締役	長谷川 雅志	2022年3月23日	任期満了	当社 DX戦略本部長 睿格斯（上海）貿易有限公司 董事 睿格斯（上海）文化創意有限公司 董事 睿格斯（深圳）貿易有限公司 董事 株式会社レッグス 取締役リテールマーケティング事業担当 兼 R&D本部長
取締役	ジュラヴリョフ・オレグ	2022年3月23日	任期満了	株式会社シェアードリサーチ 代表取締役会長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の非業務執行取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員ならびに執行役員を選解任と指名ならびに報酬に関する決定プロセスの一層の透明化を図るため、社外監査役を委員長とし、社外取締役3名および社外監査役2名と社内監査役1名の計6名で構成される指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬等を決定するにあたっての基本方針や取締役の個人別の報酬等の内容等については、同委員会への諮問・同委員会の答申を経て、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定する方針としております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

・取締役報酬の構成

取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬、業績連動報酬である賞与およびストックオプションにより構成し、固定報酬と業績連動報酬は、それぞれ独立した基準で決定する。

- ・固定報酬

固定報酬である月額報酬については、社会情勢や当社の事業環境、同業他社の水準等を考慮の上、グレード、職責に応じて決定する。

- ・業績連動報酬

業績連動報酬である賞与については、業績への連動性をより明確にし、業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて決定する。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、原則、固定報酬のみとする。

当社としては、今後とも中長期的な企業価値向上ならびに経営目標と役員報酬等が連動する制度になるよう今後とも検討を続けてまいります。

監査役の報酬については、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により各監査役の報酬額を決定いたします。監査役につきましては、独立性の確保の観点から、原則、固定報酬のみとしております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、2000年3月27日開催の第12期定時株主総会決議において年額2億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、当該報酬額とは別枠で、2022年3月23日開催の第34期定時株主総会決議においてストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額3千万円以内（うち、社外取締役1千万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役3名）です。

監査役の報酬限度額は、2000年3月27日開催の第12期定時株主総会決議において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。また、当該報酬額とは別枠で、2022年3月23日開催の第34期定時株主総会決議においてストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額1千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	71,915 (15,300)	71,187 (15,300)	— (—)	728 (—)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	19,890 (9,600)	19,890 (9,600)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等として、取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬である賞与について、上記①に記載した決定方針に基づき、2019年12月25日開催の取締役会で、支給総額を当期の業務執行の成果をより反映するとの判断から経常利益の期初に開示した目標値への達成度に応じて決定することにいたしました。支給対象者は業務執行取締役としており、支給総額の個別配分の割合は、対象者の月額報酬に基づき決定しております。なお、当事業年度を含む経常利益の推移は、「1.(6)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
2. 非金銭報酬等として取締役に対しストックオプションとしての新株予約権を付与しております。当該新株予約権（ストックオプション）の内容は、「3.新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役園部洋士氏は、至高法律事務所代表弁護士ならびに株式会社ケアサービス社外取締役および東京鐵鋼株式会社を兼職しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

社外取締役渡辺尚氏は、株式会社CARTA HOLDINGSの社外取締役を兼職しております。なお、当該他の法人と当社との間には、特別な関係はありません。

社外取締役安田幸代氏は、株式会社LegalOn Technologiesの事業開発責任者を兼職しております。なお、当該他の法人と当社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役曲淵博史氏は、曲淵博史税理士事務所代表税理士ならびに株式会社グローバルパワー、甲府倉庫株式会社および幼児活動研究会株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役 園部洋士 取締役園部洋士氏は社外取締役として、当事業年度において開催された取締役会12回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。

- 取締役 渡辺尚 取締役渡辺尚氏は社外取締役として、社外取締役就任後に開催された取締役会10回すべてに出席し、人事・新規事業に関する豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
- 取締役 安田幸代 取締役安田幸代氏は社外取締役として、社外取締役就任後に開催された取締役会10回すべてに出席し、人事に関する豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
- 監査役 曲淵博史 監査役曲淵博史氏は社外監査役として、当事業年度において開催された取締役会12回すべてに出席し、また当事業年度において開催された監査役会12回すべてに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、当事業年度開催の委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
- 監査役 小林元夫 監査役小林元夫氏は社外監査役として、当事業年度において開催された取締役会12回のすべてに出席し、また当事業年度において開催された監査役会12回のすべてに出席いたしました。企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、適宜発言を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40,010千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57,010千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人監査の対象となるすべての子会社につきましても、PwC京都監査法人が会計監査人となっております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の基本方針について、2022年12月22日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

1.基本方針

当社は、当社および子会社（以下「当社グループ」という。）を統括する持株会社として、当社による子会社への適切なサポートおよび管理監督を通じて、企業集団としての当社グループの業務の適正性を確保するため、次に掲げるグループ経営理念をグループ内のすべての役員および従業員が職務を執行するにあたっての指針となる基本方針といたします。

経営理念

CLグループは、全社員の成長と物心両面の幸福を追求し、健全な事業活動を通じて、社会の進歩発展に貢献し続けます。

当社は、この経営理念の下、経営の透明性をより高めるためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であることから、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、コーポレート・ガバナンスの基礎的要件である内部統制の基本方針を以下のとおり定め、整備・運用・評価を推進して参ります。また、子会社が当社グループの一員として整備運用すべき事項を定めることができるよう支援することにより、当社グループ全体が一体となった内部統制システムの整備・運用・評価の維持・向上を実現いたします。

- (1) 経営活動の目的達成のため、業務の有効性および効率性を高めます。
- (2) 財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保します。
- (3) 経営活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進します。
- (4) 資産の取得、使用および処分が適正な手続きおよび承認の下に行われるよう、資産の保全を図っていきます。
- (5) 上記の活動を支えるためのIT環境を整備・運用いたします。

2.取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社子会社のすべての取締役および従業員が、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適正な経営の実現と、社会への貢献、社会との協調を図ることを行動規範とし、その行動指針であるCLフィロソフィを共有して当社および当社グループ全体の業務の運営指針とするものとします。

- (2) 会社としての不正行為等による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール、ならびに社会的信頼性の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を定め、取締役を含む全従業員を対象として、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報について適正な処理の仕組みを構築します。
- (3) 当社は、当社および当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項は、定款および取締役会規程に基づいて取締役会において決定するものとします。また、その他に職務決裁基準に従って決裁区分を明確にします。
- (4) 当社は、執行役員制を採用しており、執行役員は取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示に基づき、責任を持って執行に当たっております。
- (5) 取締役会、執行役員会には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより取締役の職務執行に対する監督機能を強化することとしております。
- (6) 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法に従い、内部統制報告制度を導入し、財務報告に関する内部統制の整備および運用を行い、内部監査を実施するものとします。

3.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 情報の保存・管理

取締役の職務執行に係る情報については、法令、定款および取締役会規程、文書管理規程、情報システム管理規程等の社内規則に基づき作成し、文書または電磁的媒体に適切に記録・保存し、取締役・監査役・会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理するものとします。また、必要に応じて、運用状況の検証および規程の見直しを実施するものとします。なお、保存期間は法令その他特別の定めがある他は、文書管理規程の保存期間によるものとします。

(2) 情報の検索・閲覧の方法

取締役の職務執行に係る情報を必要な情報保護策を付してデータベース化し、新規掲載および改訂文書については社内に告知し、周知徹底するとともに、取締役および監査役が当該各文書および情報の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築します。

4.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを適切に認識・評価するとともに、有事が発生した場合の対応を協議するため、週1回執行役員会を開催し、更に月1回取締役会等を開催することとします。これらの会議では、事業に関して想定されるリスクや経営結果、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行うものとします。

(2) コンプライアンスに関するビジネスリスクの他、会社を取り巻くあらゆるリスクを分析し、想定されるリスクへの対応方針を検討するにあたっては、顧問弁護士をはじめとする外部専門家等と協力するものとし、また、グループ経営理念のもと、経営の効率性と法令遵守の両面を総合的に判断し、健全なコンプライアンス体制および透明性のあるコーポレート・ガバナンス体制の更なる整備・運用・評価の維持向上を図ることを目的として、社外役員を中心に構成する「コンプライアンス・ガバナンス委員会」を定期的開催し、コンプライアンスに関するビジネスリスク、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行うものとし、

(3) 当社は、商品・サービスの品質管理の仕組みを構築し、品質トラブルを防止するとともに顧客満足度を向上させることを目的として、「ISO統合マネジメントマニュアル」を設け、厳格な運用を行うように努めます。

5.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、毎月定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行うものとし、

(2) 当社は、執行役員制を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図るとともに、その業務執行責任を明確化します。

(3) また、当社グループ全体の経営課題および事業戦略についての討議・決定機関として、代表取締役社長、常勤取締役および執行役員により構成する執行役員会を毎週定期的に開催し、グループ経営課題と戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努めるものとし、

(4) 当社は、各新年度開始前に経営方針発表会を開催し、環境変化に対応した当社グループ全体のグループ経営理念ならびに中期方針、単年度方針を全社員に対して説明し、上記方針を踏まえた実行計画を策定することによって、職務執行の効率化に努めます。

(5) 予算統制に関しては、経営計画および月次決算に基づいて、取締役会を毎月開催し、子会社を含む各部門の責任範囲を明確にし、併せて部門活動を管理し、統制するとともに予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善および向上を図るものとし、

(6) 取締役会、執行役員会には監査役が出席の上、業務運営状況を把握し、改善を図るものとし、

6.当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会、執行役員会において、グループ情報の一元管理を行い、子会社の経営陣を指導し、業務の適正化を図ります。
- (2) 監査役および内部監査室は、連結経営の視点を踏まえ必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査するものとします。
- (3) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理担当部門を置き、関係会社管理規程を定めて、状況に応じて必要な管理を行うものとします。
- (4) 「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の記載事項のすべてについて、当社グループとしての管理体制を構築・整備し、運用します。

7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」といいます。）を置くことを求めた場合、取締役は必要な員数および求められる資質について監査役と協議の上、必要に応じて適任と認められる人員を置くこととしております。

8.補助使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 職務の遂行上必要な場合、監査役は補助使用人を取締役から独立させて、取締役から指揮命令を受けない体制をとるものとします。
- (2) 補助使用人に関する人事考課や懲戒処分等に関しては、監査役の意見を尊重するものとします。
- (3) 取締役および使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとします。
- (4) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができるようにするものとします。

9.取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者、および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

(1) 監査役は、当社および子会社の取締役の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会の他、社内重要会議に出席し、また、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することで当社または子会社の取締役または使用人にその説明を求められる体制をとるものとします。

(2) 内部監査室は、監査役の求めに応じ、内部監査の結果を報告するものとします。

(3) 当社は、内部通報制度運用規程に基づく当社グループの内部通報システムの運用により、法令、定款または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役を通報窓口とする適切な報告体制を確保します。

10.報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告した者が、当該報告を理由として、不利な扱いを受けることがないように内部通報制度運用規程に定めるとともに、当該規程を適切に運用するものとします。

11.監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理を行い、また、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知することとしております。

監査役が、当該費用の前払いを求めた場合には、その費用が明らかに監査役の職務の執行に関係しないと認められる費用を除き、速やかに費用の償還または前払いに応じるものとします。

12.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、経営環境、リスクおよび監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼性の向上に努めます。

(2) 監査役は、会計監査人との定期的な会合等を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い効率的な監査に努めます。

(3) 監査役は、常に内部監査室との連携を保ち、その監査を活用し、監査効率の向上に努めます。

13.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨むこととし、これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備します。

14.反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢として、2011年10月に施行された「東京都暴力団排除条例」を遵守する体制を整備し、適切な体制の維持に努めます。反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、および各関連規程の充実と周知徹底を図ります。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図るように努めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役・使用人の職務執行の法令・定款への適合性および効率性の確保

定例取締役会を毎月1回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規程に定められた重要事項について確認・決定するとともに、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行っております。定例取締役会においては、弁護士、税理士の資格を有する社外役員も交えて、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性、法令・定款への適合性は確保されております。

また、当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員をおき、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

② 損失の危険の管理

当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを適切に認識・評価するとともに、有事が発生した場合の対応を協議するため、週1回執行役員会を開催し、更に月1回取締役会等を開催しております。これらの会議では、事業に関して想定されるリスクや経営結果、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行っております。

③ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保

当社子会社の経営管理については、代表取締役社長が統括しております。各子会社の代表者は、当社の東京本社で毎週開催される執行役員会と毎月開催される定例取締役会に、直接もしくはTV会議システムを介して参加しており、また定例取締役会において、各子会社の業績および営業状況を報告しております。内部監査室による当社および当社子会社への内部監査も実施しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

定例監査役会を毎月1回開催し、当社の業務の状況を鑑みた上で、開催時期に適したテーマを選び、当社の取締役や執行役員等を必要に応じて招集し、活発な意見交換を行っております。

また、監査役は、必要に応じて内部監査室長に対して内部監査に関する調査を求めることができ、会計監査人とも定期的に情報交換を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題であると認識しており、利益配分に関しては、2007年12月期以降は、グループ経営の観点から連結配当性向主義を採用し、経営基盤の強化と将来予想される事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を実施していく方針としております。この方針のもと、2015年12月期より連結配当性向を20%から30%以上として利益配分を実施してまいりました。

当社は、中間配当と期末配当の基準日をそれぞれ毎年6月30日および12月31日とする旨を定款に定めており、これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株につき11円（連結配当性向31.2%）の配当を実施することを決定しました。また、内部留保資金につきましては、人材の採用、マネジメント体制の構築および新規事業への投資等に充当し、経営基盤の強化を進める予定であります。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	15,351,964
現金及び現金同等物	5,689,418
営業債権及びその他の債権	7,123,904
棚卸資産	1,019,013
その他の金融資産	1,226,446
その他の流動資産	293,181
非流動資産	5,970,403
有形固定資産	374,529
使用権資産	1,148,135
のれん	793,844
無形資産	1,463,617
その他の金融資産	1,530,457
繰延税金資産	638,788
その他の非流動資産	21,029
資産合計	21,322,367

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	6,816,203
営業債務及びその他の債務	3,258,304
借入金	1,538,060
リース負債	731,134
未払法人所得税	293,881
その他の金融負債	2,313
その他の流動負債	992,510
非流動負債	2,801,210
借入金	1,129,175
リース負債	348,675
退職給付に係る負債	524,717
引当金	226,151
繰延税金負債	400,120
その他の非流動負債	172,371
負債合計	9,617,414
(資本の部)	
資本金	350,000
資本剰余金	290,287
利益剰余金	7,887,479
自己株式	△630,020
その他の資本の構成要素	21,843
親会社の所有者に帰属する 持分合計	7,919,590
非支配持分	3,785,363
資本合計	11,704,953
負債及び資本合計	21,322,367

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	32,055,886
売上原価	△22,109,203
売上総利益	9,946,682
販売費及び一般管理費	△9,342,826
その他の収益	179,036
その他の費用	△6,051
営業利益	776,840
金融収益	21,224
金融費用	△19,718
税引前当期利益	778,345
法人所得税費用	△296,184
当期利益	482,160
当期利益の帰属	
親会社の所有者	364,451
非支配持分	117,709
当期利益	482,160

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産
当期首残高	350,000	280,675	7,848,238	△231,901	－	△7,251
当期利益	－	－	364,451	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	－	11,485	20,354
当期包括利益	－	－	364,451	－	11,485	20,354
自己株式の取得	－	－	－	△404,622	－	－
自己株式の処分	－	△1,260	－	6,504	－	－
配当金	－	－	△379,306	－	－	－
株式報酬	－	10,872	－	－	－	－
非支配持分を伴う子会社の設立	－	－	－	－	－	－
利益剰余金への振替	－	－	54,096	－	△11,485	△42,611
所有者との取引額等合計	－	9,612	△325,210	△398,118	△11,485	△42,611
当期末残高	350,000	290,287	7,887,479	△630,020	－	△29,507

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	合計			
当期首残高	36,357	52	29,159	8,276,170	3,712,094	11,988,265
当期利益	－	－	－	364,451	117,709	482,160
その他の包括利益	16,107	△1,166	46,780	46,780	26,703	73,484
当期包括利益	16,107	△1,166	46,780	411,232	144,413	555,645
自己株式の取得	－	－	－	△404,622	－	△404,622
自己株式の処分	－	－	－	5,243	－	5,243
配当金	－	－	－	△379,306	△76,044	△455,351
株式報酬	－	－	－	10,872	－	10,872
非支配持分を伴う子会社の設立	－	－	－	－	4,900	4,900
利益剰余金への振替	－	－	△54,096	－	－	－
所有者との取引額等合計	－	－	△54,096	△767,813	△71,144	△838,957
当期末残高	52,464	△1,113	21,843	7,919,590	3,785,363	11,704,953

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 …………… 8社
- ② 連結子会社の名称 …………… 株式会社レッグス
株式会社リート
睿格斯（上海）貿易有限公司
睿格斯（上海）文化創意有限公司
睿格斯（深圳）貿易有限公司
株式会社エルティーアール
株式会社エルココ
株式会社CDG
- ③ 連結範囲の変更 …………… 当連結会計年度において、株式会社CDGと新たに設立した株式会社エルココを連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 金融資産および金融負債

デリバティブを除く金融資産

当社グループでは、デリバティブを除く金融資産について、IFRS第9号「金融商品」に基づき営業債権およびその他の債権は発生日に、それ以外の金融資産の通常の売買は約定日に当初認識しております。デリバティブを除く金融資産の分類および測定モデルの概要は以下の通りです。

当社グループは、当初認識時点において、次の2つをともに満たすものを償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時点において、取得に直接関連したコストを公正価値に加えた価額で測定し、各期末日において、実効金利法を用いて算出した償却原価で測定しております。

公正価値で測定する金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産とその他の包括利益を通

じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

資本性金融商品については、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に分類する場合があります。その場合、当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動はその他の包括利益に含めて認識しております。投資を処分したときに、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

公正価値で測定する金融資産は、当初認識時点において、公正価値で測定しております。取得に直接関連するコストについて、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は当初認識額に含めておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は発生時に純損益で認識し、当初認識額には含めておりません。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動はその他の包括利益に含めて認識しております。投資を処分したときに、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額をその他の資本の構成要素から純損益に組替調整額として振り替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金は、金融収益として純損益で認識しております。

上記の償却原価で測定する金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動は純損益で認識しております。

金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産の予想信用損失およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（負債性金融商品）の予想信用損失に対して損失評価引当金として認識しております。金融資産に係る損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識しております。損失評価引当金を減額する事象が発生した場合は、損失評価引当金の戻入額を純損益で認識しております。

認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該金融資産の所有に係るリスクおよび便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

デリバティブを除く金融負債

金融負債は当初認識時に償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。

償却原価で測定する金融負債は、公正価値に当該金融負債に直接起因する取引コストを減算した金額で当初測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、公正価値で当初測定しております。

金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となったときに認識を中止しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動は純損益で認識しております。

ヘッジ会計およびデリバティブ

(a) 適格なヘッジ手段およびヘッジ対象

当社および一部の子会社において為替リスクおよび金利リスクを管理する目的で為替予約取引、金利スワップ取引などのデリバティブ取引を行うこととしております。ヘッジの開始時において、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的および戦略について文書化しております。また、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると予想することが可能であるか否かについて、継続的に評価を実施しております。ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求に合致しなくなったが、その指定されたヘッジ関係についてのリスク管理目的は依然として同じである場合には、適格要件を再び満たすようにヘッジ関係のヘッジ比率を調整し、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合にのみ、将来に向かってヘッジ会計を中止しております。

予定取引がヘッジの対象である場合は、実行の可能性が非常に高いものであることが必要であるため 1年以内の取引に限定しております。ヘッジ会計が適用されないデリバティブは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」または「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類し、当該分類に基づいて会計処理しております。

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得または損失のうち有効な部分はキャッシュ・フロー・ヘッジとしてその他の包括利益で認識し、累積額はその他の資本の構成要素に含めております。また、非有効部分に関する利得または損失は、純損益で即時認識しております。

その他の資本の構成要素に累積された金額については、ヘッジ対象が純損益に影響を与えるのと同じ期間に組替調整額としてその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。ただし、予定取引のヘッジがその後において非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

(ロ) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の原価には、購入原価、加工費および棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含めております。棚卸資産の原価は、主として加重平均法の原価算定方式により算定しております。

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額および販売に要するコストの見積額を控除して算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（使用权資産を除く）

有形固定資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。取得原価は、購入価格、直接起因するコス

ト、解体および除去ならびに敷地の原状回復コスト、借入コストから構成されております。

当初認識後の測定は原価モデルを採用し、有形固定資産は取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

土地等の償却を行わない資産を除き、有形固定資産は、それぞれの耐用年数にわたって定額法で減価償却しております。

有形固定資産項目の帳簿価額は、(a)処分時(b)その使用または処分から将来の経済的便益が何ら期待されなくなったときに認識を中止し、有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得または損失は、当該資産項目の認識中止時に純損益に認識しております。当該利得または損失は、正味の処分収入と当該資産項目の帳簿価額との差額として算定しております。

主な有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び建物付属設備 2～50年

機械及び装置 2～12年

器具及び備品 2～20年

その他の 3～7年

有形固定資産の残存価額と耐用年数は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(ロ) 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。

主な無形資産の耐用年数は、以下のとおりです。なお、当社グループで自己創設無形資産に該当するものは、ありません。残存価額はゼロと推定しております。

ソフトウェア 5年

顧客関連資産 11年

耐用年数を確定できる無形資産の耐用年数および償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能でない無形資産は、償却はしていません。耐用年数を確定できない無形資産は、当該資産の耐用年数を確定できないものと判断する事象または状況が引き続き存在しているか否かについて、期末日に見直しを行っております。

(ハ) のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、取得対価、被取得企業の非支配持分の金額、および取得企業が以前に所有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額（以下、「取得対価の総額」という。）が、取得日時点における識別可能な資産および負債の正味価額（以下、「取得した純資産」という。）を上回

る場合に、その超過額として測定しております。取得した純資産の公正価値が取得対価の総額を超過する場合、当社グループは、すべての取得した資産および引き受けた負債を正しく識別しているかを再検討し、取得日時点で認識される金額を測定するために用いた手続を見直しております。再検討を行ってもなお、取得した純資産の公正価値が取得対価の総額を超過する場合には、その超過額を利得として純損益で認識しております。

企業結合を達成するために発生した取得関連コストは、発生時に純損益として認識しております。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

減損については、「④ 非金融資産の減損」に記載しております。

③ リース

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリースまたはリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでおります。

リースの開始日において、使用权資産およびリース負債を認識しております。使用权資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転する場合または、使用权資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用权資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却しております。それ以外の場合は、開始日から使用权資産の耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか早いときまで減価償却しております。リース取引による使用权資産は、主に各社の事務所等で構成されております。リース期間は個別資産ごとに使用期間を見積っております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合またはリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用权資産を修正しております。

なお、短期リースおよび少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第6項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

④ 非金融資産の減損

当社グループは、期末日に資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを検討しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無に係らず、耐用年数を確定できない無形資産または未だ使用可能ではない無形資産、および企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

減損テストにおいて、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位または資金生成単位グループで、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分しております。のれんが配分される当該資金生成単位または資金生成単位グループのそれぞれは、のれんが内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位で、かつ事業セグメントよりも大きくありません。

のれんは、企業結合のシナジー効果によりキャッシュ・フローの獲得への貢献が期待される資金生成単位（最小の単位または単位グループ）に配分しております。

回収可能価額は、資産または資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生

成単位の回収可能価額を算定しております。

資産または資金生成単位の回収可能価額が当該資産または資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失はその他の包括利益に再評価額が認識されている場合を除き、直ちに純損益として認識しております。

資金生成単位の減損損失は、最初に、当該資金生成単位（単位グループ）に配分したのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって、当該単位内のその他の資産に対して配分し、当該単位（単位グループ）の資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以後、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻し入れます。減損損失の戻入れによって増加する資産または資金生成単位の帳簿価額は、過去の期間において当該資産または資金生成単位について認識した減損損失がなかったとした場合の（償却または減価償却控除後の）帳簿価額を超えないようにしております。のれんについて認識した減損損失は、以後の期間において戻入れは行っておりません。

⑤ 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的または推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出（将来キャッシュ・フロー）の最善の見積りを行い測定しております。貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

資産除去債務の会計処理は以下のとおりです。

資産除去債務は、法令や契約等により有形固定資産の解体・除去および原状回復の義務を負っている場合に、当該解体・除去および原状回復のための見積費用を、税引前の割引率で割り引いた現在価値で認識しております。

⑥ 退職後給付の会計処理方法

当社グループでは、退職給付制度として、確定給付型の退職一時金制度のみの制度と確定給付企業年金制度（積立型制度）および退職一時金（非積立型制度）の両方から構成される制度の2種類の退職給付制度があります。

前者の制度では、勤続年数3年以上の正社員が制度の対象となっており、確定給付型の制度における退職一時金の給付額は、退職時の基本給および家族手当と勤続年数および勤続年数に応じた支給率に基づき算定されます。

後者の制度では、ポイント制を導入しており、従業員の資格等級や勤続年数に応じて付与されるポイントの累計数に基づいて給付額を計算しております。ポイント制に基づき計算された給付額から確定給付企業年金制度の給付額を控除した残額を退職一時金として支払うものであります。

確定給付制度の会計処理は以下の通りです。

確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度債務の現在価値であり、退職給付に係る負債として連結財政状態計算書で認識しております。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在

価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しております。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しております。

勤務費用および確定給付負債に係る利息純額は純損益として認識しております。数理計算上の差異については、それらが生じた期間において確定給付制度の再測定としてその他の包括利益に認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えております。また、制度の改定により生じた、過去の期間の従業員の勤務に係る確定給付制度債務の現在価値の変動額は、制度改定が発生したときの期において純損益として認識しております。

⑦ 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

(イ) 機能通貨および表示通貨

当社グループの各企業の財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

(ロ) 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における直物為替レートを外貨金額に適用し、機能通貨で記録しております。その後、外貨建の貨幣性項目は、期末日の直物為替レートで換算しております。公正価値で測定する外貨建の非貨幣性項目は、当該公正価値が測定された日の直物為替レートで換算しております。取得原価で測定する外貨建の非貨幣性項目は、引き続き取引日の直物為替レートで換算しております。

当該換算および決済により生じる換算差額は純損益で認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

(ハ) 在外営業活動体の財務諸表の換算

在外子会社（以下「在外営業活動体」という）における外貨建財務諸表を当社の表示通貨に換算するに当たっては、資産・負債について、期末日の直物為替レートを適用し、収益・費用について、為替レートが著しく変動していない場合には、連結報告期間の平均直物為替レートを適用しております。

在外営業活動体における財務諸表を当社の表示通貨に換算するに当たって生じた差額は、連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

当該在外営業活動体に係るその他の包括利益は、在外営業活動体の処分時において、処分による利得または損失が認識される時点において純損益に振り替えております。

⑧ 収益の認識

当社グループは、収益にかかる会計処理について、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき次の5つのステップに従って収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、顧客に対して「プレミアム（一時点に履行義務を充足するもの及び一定期間に履行義務を充足するものを含む）」、「VMD」、「OEM」、「物販」、「BPO」及び「その他」を主なサービスとして提供しております。

これらのサービスのうち、「プレミアム」と呼ぶサービスは、著作権と著作権利用契約を締結し、当該版權

を利用した商品の企画、デザインの提供を行うサービスや、各種キャンペーンの企画提案、景品の製作・納品のほか、当選者への景品発送や問い合わせ等の事務局業務を行うサービスが含まれます。

「プレミアム」サービスの提供に関しては、主に製作物の納品又は役務提供等により当社グループの履行義務が充足されることから、対象商品の納品時点で収益を認識しております。ただし、キャンペーンの事務局業務及びクライアントに対するライセンスの年間契約料は事務局として対応する期間及びライセンスの契約期間の経過とともに履行義務を充足するものと考えられます。従って、それらの収益については当該対応する期間及び当該契約期間にわたり期間按分にて認識しております。

「プレミアム」における取引の対価は、履行義務を充足してから通常30日から60日後に受領しております。

「VMD」と呼ぶサービスは、商品を陳列する什器の受託製造サービスであり、「OEM」は景品等の受託製造サービスです。これらの取引については、顧客への什器又は景品等を納品した時点で履行義務を充足することから、当該時点で収益を認識しております。

「VMD」及び「OEM」における取引の対価は、履行義務を充足してから通常30日から60日後に受領しております。

「物販」と呼ぶサービスは、取引先の店舗あるいは施設等に当社グループが製造又は仕入を行った商品を陳列し、店舗あるいは施設に來場するお客様に販売するサービスです。

物販のサービス提供に関しては、最終消費者への商品販売時点で履行義務を充足することから、当該時点で収益を認識しております。

「物販」における取引の対価は、履行義務を充足してから通常30日から60日後に受領しております。

「BPO」と呼ぶサービスは、クライアントの業務（マーケティング業務や調達業務）及びそのプロセスを受託し、クライアントの抱える課題へのソリューションを提供するサービスです。これらの受託業務については、顧客が検収した時点で履行義務を充足する受託業務は当該一時点にて収益を認識しております。

また、一定期間の経過とともに履行義務を充足するものは、一定の期間にわたり収益を認識しております。

「BPO」における取引の対価は、履行義務を充足してから通常30日から60日後に受領しております。

「その他」のサービスは、上記の分類外の、キャンペーン等を伴わない単体での請負業務のサービスです。例えば、デザインやシステムの単独の提供が含まれます。これらの請負業務を顧客が検収した時点で履行義務を充足することから、当該時点にて収益を認識しております。

「その他」のサービスにおける取引の対価は、履行義務を充足してから通常30日から60日後に受領しております。

なお、当社グループが運営するアニメーション・キャラクターの著作権を利用した飲食メニューや物品の販売をしているカフェの収益は、上記の「物販」のサービスに属しておりますが、この中には、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合があります。この場合、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、約束の履行に対する主たる責任、在庫リスク、価格設定の裁量権等を総合的に勘案し、本人取引か代理人取引かどうかの判断をしております。

⑨消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

3. 会計上の見積りに関する注記

子会社株式（株式会社CDG（以下CDG社））に含まれるのれんの評価

① 連結計算書類に計上した金額

のれんが配分されている資金生成単位グループについては毎期、さらに減損の兆候がある場合には都度、減損テストを行っております。各資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額の合計は以下の通りです。資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額の合計は以下の通りです。

子会社株式（CDG社）に含まれるのれん 793,844千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

各資金生成単位又は資金生成単位グループののれんの回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値（売却見込額等）のうちいずれか高い方の金額としております。当該処分コスト控除後の公正価値の算定にあたっては、CDG社の株価を使用しております。

使用価値は、資金生成単位または資金生成単位グループから生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出しております。使用価値の算定に使用する割引率は、貨幣の時間価値及び対象資産に固有のリスクについて現在の市場の評価を反映した税引前の割引率10.0%としております。

当社グループは、将来キャッシュ・フロー及びその現在価値の算定において、得意先毎の売上高と売上総利益額、人件費額等の変動予想を重要な指標として使用しております。

将来キャッシュ・フローの見積りのための基礎として用いるキャッシュ・フローの予測は、過去の経験と外部からの情報を反映した経営者によって承認された直近の事業計画を用い、予測期間は3年としております。3年目以降については、市場の長期平均成長率を勘案した一定の成長率0.4%を用いています。

成長率は資金生成単位または資金生成単位グループの属する国、産業の状況を勘案して決定した成長率を使用しており、市場の長期平均成長率を超過していません。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、CDG社については、当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を十分に上回っていることから、減損テストに用いた主要な仮定が合理的な範囲で変更されたとしても、それにより当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと考えております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の予測不能な経営環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、経営環境が悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

① 流動資産

営業債権及びその他の債権 27,938千円

② 非流動資産

その他の金融資産 2,030千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

563,841千円

(3) コミットメントライン契約

当社は、事業資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。

当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,500,000千円
借入実行残高	—
差引額	4,500,000千円

本契約には、連結財政状態計算書の資本の部の金額や連結損益計算書の税引前当期利益より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,840,000株	—株	—株	10,840,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2022年2月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 379,306,764円
- ・1株当たり配当金額 36円
- ・基準日 2021年12月31日
- ・効力発生日 2022年3月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年2月14日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 111,498,750円
- ・1株当たり配当金額 11円
- ・基準日 2022年12月31日
- ・効力発生日 2023年3月31日

(3) 新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2014年9月5日	普通株式	34,000株
2016年9月2日	普通株式	23,700株
2022年8月29日	普通株式	215,500株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社グループは、主に国内の取引先に対して営業債権等の形で信用供与を行っております。取引先の信用状況の悪化や経営破綻等により、これらの営業債権等が回収不能となる信用リスクにさらされております。

当社は、「販売管理規程」ならびに「与信管理運用基準」に従い、営業債権等について、各営業部門が経理部門と連携して、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日および残高を

管理することで回収損失リスクの早期把握や軽減を図っております。子会社に関しても、当社に準じて、同様の管理を行っております。なお、当社グループは、単独の取引先に対して過度に集中した信用リスクを有していません。

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは連結財政状態計算書に表示されている金融資産の帳簿価額です。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社グループは、外貨建ての通貨に関して生じる為替変動リスクに晒されております。為替変動リスクは、認識されている外貨建ての債務から発生しております。外貨建ての債務に関して、月別に把握した為替変動リスクに対して、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

また、当社グループは、有利子負債による資金調達を行っております。一部の短期借入金を除き、多くの有利子負債は変動金利であり、金利変動リスクに晒されております。

さらに、当社グループは、主に取引先企業の資本性金融商品を保有しておりますが、これらから生じる市場の変動リスクに晒されております。なお、資本性金融商品には、短期トレーディング目的で保有するものではありません。資本性金融商品は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

また、定期的取引実績を、取締役会に報告しております。連結子会社に関しても、当社の規程に準じて管理を行っております。

当社グループは、運転資金および事業投資資金の調達や短期的な余裕資金の運用において金利変動リスクのある金融商品を利用しております。当該金利変動リスクを低減するために、借入金の固定金利と変動金利の適切なバランスを維持し、「資金運用管理規程」に基づき金利変動リスクに対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

金融市場の混乱または停止、金融機関等の融資判断や方針の変更が、当社グループの資金調達に影響を与え、それに伴って、資金調達コストを増加させ、流動性の悪化をもたらす可能性があります。すなわち資金を必要ときに必要な額を調達できなくなる流動性リスクにさらされております。このリスクに対して、当社および主要な連結子会社は、グループ内融資の活用により、連結有利子負債の削減と流動性リスク軽減に努めております。流動性リスクは、手許流動性を一定水準に維持するとともに、継続的にコミットメントラインを設定することにより管理しております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

金融資産および金融負債の公正価値と帳簿価額の比較は、以下のとおりです。なお、公正価値で測定する金融商品および帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2022年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定する 金融資産		
その他の金融資産		
債券	200,000	199,920
敷金保証金	681,539	640,803
合計	881,539	840,723

(3) 公正価値の測定方法

公正価値で測定する金融商品の公正価値の測定方法は、以下のとおりです。

(a) 株式

株式はその他の金融資産に含まれております。株式についてはレベル1に区分しているものは活発な市場で取引される上場株式であり、取引所の市場価格で測定しております。レベル3に区分しているものは非上場株式および出資金であり、純資産に基づく評価モデルまたはその他の適切な評価モデルにより測定しております。

(b) 保険積立金および会員権

保険積立金および会員権はその他の金融資産に含まれております。保険積立金は保険会社の提示する、解約した場合の解約返戻金に基づき測定しており、レベル3に区分しております。ゴルフ場の会員権は相場価格等により測定しており、レベル2に区分しております。

(c) 債券

債券は日本証券業協会(jsda.or.jp)の「公社債店頭売買参考統計値」を基に算定しており、レベル2に区分しております。

(d) 敷金保証金

敷金保証金は償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に区分しております。

(e) 転換社債型新株予約権付社債

非上場会社の発行する転換社債型新株予約権付社債であり、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等により測定しており、レベル3に区分しております。

(f) デリバティブ資産およびデリバティブ負債

デリバティブ資産およびデリバティブ負債については、その他の金融資産および金融負債に含まれております。これらは為替予約であり、主に外国為替相場の観察可能なインプットを基づいた評価モデルにより測定しており、レベル2に区分しております。

(4) 公正価値で測定する金融商品のレベル別分類

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル3：重要な観察できないインプットを用いて測定した公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期末日に発生したものと認識しております。

① 公正価値で測定する金融資産および金融負債

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類した、経常的に公正価値で測定する金融資産および金融負債の内訳は、以下のとおりです。

当連結会計年度(2022年12月31日)

	レベル1	レベル2	レベル3	(単位：千円) 合計
金融資産				
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産				
株式等	114,089	—	27,969	142,059
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
保険積立金	—	—	551,449	551,449
転換社債型新株予約権付社債	—	—	29,629	29,629
会員権	—	25,780	—	25,780
ヘッジ会計を適用している デリバティブ資産	—	—	—	—
合計	114,089	25,780	609,048	748,918
金融負債				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定 する金融負債				
ヘッジ会計を適用しているデリ バティブ負債	—	△2,313	—	△2,313
合計	—	△2,313	—	△2,313

(注) レベル間の振替はありません。

7. 売上収益

(1) 収益の分解

① 顧客との契約から認識した収益

顧客との契約から認識した収益は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
顧客との契約から認識した収益	32,055,886
合計	32,055,886

② 売上収益の分解

顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりです。

当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	合計
主要な製品、サービス	
プレミアム	14,164,695
VMD	1,844,008
OEM	4,050,862
物販	8,361,406
BPO	2,543,708
その他	1,091,203
合計	32,055,886
収益認識時点	
一時点で充足	30,982,006
一定の期間にわたり充足	1,073,879
合計	32,055,886

(2) 契約残高

顧客との契約から生じる債権、契約資産および契約負債の残高は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
顧客との契約から生じた債権			
受取手形および売掛金	6,690,717	6,553,271	7,036,986
契約資産	—	—	—
契約負債	142,967	75,518	74,494

(注) 1. 前連結会計年度および当連結会計年度における契約負債の期首残高のうち、報告期間中に認識した売上収益の金額はそれぞれ142,967千円、75,518千円です。

2. 前連結会計年度および当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した売上収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用して、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 781円31銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 35円29銭 |

9. 追加情報

該当事項はありません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

■ 計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,828,064	流動負債	1,487,651
現金及び預金	1,004,122	買掛金	11,633
売掛金	331,937	未払金	64,824
有価証券	100,000	未払費用	20,151
前渡金	376	未払法人税等	7,276
前払費用	54,164	未払消費税等	14,682
未収入金	64,723	預り金	5,489
関係会社短期貸付金	3,254,000	賞与引当金	9,895
その他	18,740	株主優待引当金	10,643
固定資産	5,325,711	短期借入金	1,000,000
有形固定資産	51,099	1年内返済予定の長期借入金	342,060
建物	30,476	その他	993
器具及び備品	15,350	固定負債	1,355,365
その他	5,272	長期借入金	1,129,175
無形固定資産	137,687	長期未払金	153,371
ソフトウェア	128,783	退職給付引当金	68,759
その他	8,904	その他	4,059
投資その他の資産	5,136,924	負債合計	2,843,017
投資有価証券	159,618	(純資産の部)	
関係会社株式	4,496,200	株主資本	7,276,024
関係会社出資金	150,000	資本金	350,000
敷金及び保証金	230,258	資本剰余金	225,117
保険積立金	59,073	資本準備金	138,550
繰延税金資産	31,662	その他資本剰余金	86,567
その他	10,111	利益剰余金	7,345,998
		利益準備金	24,062
		その他利益剰余金	7,321,936
		繰越利益剰余金	7,321,936
		自己株式	△645,091
		評価・換算差額等合計	△256
		その他有価証券評価差額金	△256
		新株予約権	34,991
資産合計	10,153,776	純資産合計	7,310,758
		負債純資産合計	10,153,776

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	1,285,175
営業費用	△1,193,393
営業利益	91,781
営業外収益	38,487
受取利息	13,903
為替差益	453
受取保険金	612
受取手数料	20,367
その他	3,149
営業外費用	△18,451
自己株式取得費用	△613
支払利息	△12,477
コミットメントフィー	△5,256
その他	△104
経常利益	111,817
特別利益	1,680
新株予約権戻入益	1,680
税引前当期純利益	113,497
法人税、住民税及び事業税	△8,642
法人税等調整額	△16,313
当期純利益	88,541

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	350,000	138,550	87,827	226,377	24,062	7,612,701	7,636,763
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△379,306	△379,306
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	88,541	88,541
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-
自 己 株 式 の 処 分	-	-	△1,260	△1,260	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,260	△1,260	-	△290,765	△290,765
当 期 末 残 高	350,000	138,550	86,567	225,117	24,062	7,321,936	7,345,998

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△246,973	7,966,168	-	-	34,239	8,000,407
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	△379,306	-	-	-	△379,306
当 期 純 利 益	-	88,541	-	-	-	88,541
自 己 株 式 の 取 得	△404,622	△404,622	-	-	-	△404,622
自 己 株 式 の 処 分	6,504	5,243	-	-	-	5,243
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	△256	△256	751	494
当 期 変 動 額 合 計	△398,118	△690,143	△256	△256	751	△689,648
当 期 末 残 高	△645,091	7,276,024	△256	△256	34,991	7,310,758

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式等 …………… 移動平均法による原価法
- ② 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）
- ③ その他有価証券
- 市場価格のない株…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
式等以外のもの
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 市場価格のない株…………… 移動平均法による原価法
式等
なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ …………… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …………… 定額法
(リース資産を除く)
なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。
建 物 8～18年
器具及び備品 2～10年
- ② 無形固定資産 …………… 定額法
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 …………… 定額法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
なお、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）により、当事業年度末における退職給付債務額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度による将来の費用発生に備えるため、当連結会計年度末における将来の発生見込額に基づき計上しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の収益は、関係会社からの経営指導料、業務委託料および受取配当金となります。経営指導料および業務委託料においては、契約内容に応じた受託業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益および費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(8) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …………… 為替予約

ヘッジ対象 …………… 外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(9) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。収益認識会計基準等の適用については収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しており、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式に含まれる株式会社CDGに対する投資残高 3,644,228千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格又は時価がある株式等は、その時価が取得価額に比べ50%以上低下した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当事業年度の損失として認識しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、投資先の実績等が投資時の計画を下回った場合などは、超過収益力が毀損したと判断され、減損処理を行う可能性があります。

4. 表示方法の変更に関する注記

（持株会社体制への移行に伴う表示区分の変更）

当社は、2022年1月1日付で持株会社体制へ移行いたしました。これに伴い、移行日以降の関係会社受取配当金および経営指導料などから生じる収益については「営業収益」として計上するとともに、それに対応する費用を「営業費用」として計上しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	56,479千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	3,650,441千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	11,518千円

(4) 偶発債務

連結子会社の銀行借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

睿格斯（上海）貿易有限公司、睿格斯（上海）文化創意有限公司

契約極度額	74,709千円
借入実行額	－千円
差引額	74,709千円

(注) 上記の契約極度額は、睿格斯（上海）貿易有限公司と睿格斯（上海）文化創意有限公司の合算金額となっております。

(5) コミットメントライン契約

連結注記表の「4. 連結財政状態計算書に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	1,224,925千円
関係会社受取配当金	60,249千円
販売費及び一般管理費	163千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	303,701株	408,049株	8,000株	703,750株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	3,030千円
株主優待引当金	3,258千円
未払役員退職慰労金	46,962千円
退職給付引当金	21,054千円
新株予約権	10,714千円
未払事業税	1,761千円
関係会社出資金評価損	9,186千円
その他	21,896千円
繰延税金資産小計	117,863千円
評価性引当額	△86,201千円
繰延税金資産合計	31,662千円
繰延税金資産純額	31,662千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 レックス	東京都 港区	350,000千円	マーケティングサービス事業	(所有) 直接 100.0	資金の貸付 経営指導料 業務委託費 役員兼任	経営指導料	440,862	売掛金	331,427
							業務委託費	782,142		
							利息の受取	11,958	未収入金	60,570
							金銭の貸付	3,000,000	短期貸付金	3,000,000
子会社	株式会社 エルティール	東京都 港区	10,000千円	テーマカフェの運営事業	(所有) 直接 51.0	資金の貸付	利息の受取	1,022	未収利息	262
							金銭の貸付	204,000	短期貸付金	204,000
子会社	株式会社 エルココ	東京都 港区	10,000千円	プライズ事業	(所有) 直接 51.0	資金の貸付 役員兼任	利息の受取	25	未収利息	25
							金銭の貸付	50,000	短期貸付金	50,000
関連会社	株式会社 CDG	大阪府 大阪市	450,000千円	マーケティングサービス事業	(所有) 直接 44.2	資本 業務提携	関係会社受 取配当金	60,249	-	-

(取引条件ないし取引条件の決定方針等)

(注) 子会社との取引については、他の取引先と同様の一般的な条件を勘案して行っております。

10.1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 717円80銭
- (2) 1株当たり当期純利益 8円57銭

11. 追加情報

該当事項はありません。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

株式会社CLホールディングス
取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 矢野博之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田村 仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CLホールディングスの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社CLホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

株式会社CLホールディングス
取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 矢野博之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田村 仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CLホールディングスの2022年1月1日から2022年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換を通じて情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月27日

株式会社CLホールディングス
監査役会

常勤監査役 楠 田 肇 ㊟

監査役 曲 淵 博 史 ㊟

監査役 小 林 元 夫 ㊟

(注) 監査役曲淵博史、小林元夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

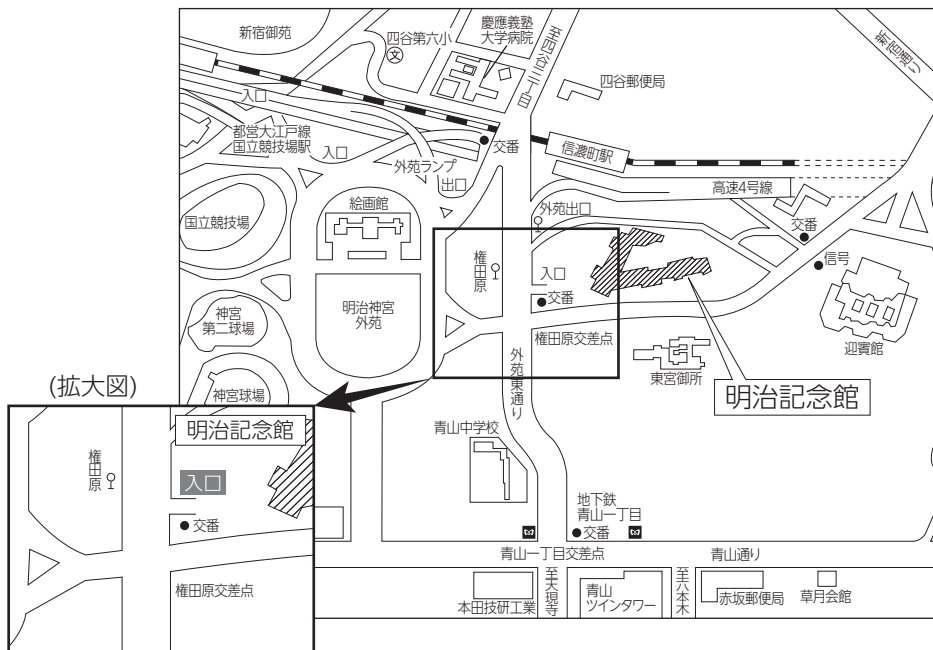
株式会社CLホールディングス 株主総会会場ご案内図

東京都港区元赤坂二丁目2番23号

明治記念館 1階 曙の間

電話 (03) 3403-1171 (代)

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



[交通のご案内]

- J R 中央線・総武線信濃町駅より徒歩3分
- 地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線青山一丁目駅（2番出口）より徒歩6分
- 地下鉄大江戸線国立競技場駅（A1出口）より徒歩6分
- 都バス「権田原」より徒歩1分
（品97）品川駅／品川車庫前－新宿駅西口
- 車 高速4号線（外苑出口）より1分 *160台収容可能専用駐車場あり